

## 第 2 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成 3 1 年 2 月 1 5 日 (金) 午後 2 時 4 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

( 1 ) 議案第 4 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

( 2 ) 議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

( 3 ) 議案第 6 号

平成 3 1 年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について

出席委員

農業委員 8名

1番 角田 義光 2番 横川 昌英 3番 金沢 和則  
4番 芳賀 正幸 6番 仲田 昌勝 7番 緑川 喜友  
8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 7名

11番 添田 勉 12番 藤田 浩伸 13番 小林 富男  
14番 近内 繁治 16番 福田 正三 17番 矢内 壮幸  
18番 齋藤 英幸

欠席委員 2名 5番 緑川 一男 15番 小池 力

事務局 事務局長 添田 祐司  
庶務係長 近内 栄晴  
書記 三瓶 桂治

- ・議 長 本日の出席は15名です。5番 緑川一男委員 14番小池力委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、7番緑川喜友委員 8番遠藤武重委員を指名いたします。

- ・局 長 それでは議案審議に入ります前に追加議案がございます。それではご説明申し上げます。本日お配りした議案書のほうですが、議案第5号の次に議案第6号平成31年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について追加させていただきたいということでご了承いただきたいと思えます。先月協議・連絡事項で説明したものでありますが詳細については議案6号の上程の時にご説明をもうしあげますので6号の追加議案という事でご了承のほう願いたいと思えます。以上です。

---

(1) 議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは議事に入ります。議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査しました角田委員に報告を求めます。

- ・角田義光委員 農地法第3条第1項1番の件を調査した結果を報告いたします。

去る2月5日午前9時20分より、譲受人〇〇〇〇と最適化推進委員の小林富男さんと私の3人で現場を確認いたしました。

場所は、国道118号線を石川から浅川方面に向かい、兎田地区のT字路交差点を右折し500mほど行き、〇〇〇〇の産業廃棄物処理場を左折し500mほど行き左折し300mほど行った右側の地番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑257㎡です。

権利を移転しようとする理由は、この畑は〇〇〇〇所有の土地ですが、この度圃場整備の際にわかった土地で、隣接する畑の所有者の譲受人の〇〇〇〇に〇〇〇〇より売買の話があり、土地の有効利用の為に買い入れて耕作するとのことでした。

周りは畑で譲受人の畑が隣接している土地ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議長 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 長 異議のないものと認め、議案第4号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

つづいて第3条第1項番号2を調査しました角田委員に報告を求めます。

・角田義光委員 農地法第3条第1項2番の件を調査した結果を報告いたします。

去る2月5日午前9時より、譲受人の〇〇〇〇と、最適化推進委員の小林富男さんと私の3人で現場を確認しました。

場所は国道118号線を石川から浅川方面に向かい、兎田地区のT字路交差点を右折し150mほど行った左側の地番が〇〇〇〇〇〇〇〇の水田を571㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇の畑182㎡の農地です。

権利を移転しようとする理由は、譲渡人の〇〇〇〇は約40年前に耕作をやめ、すでに〇〇〇〇に移住しており、この度圃場整備事業が施行されるに当たり、区域内に入っているこの農地の有効利用を図るべく、親類の〇〇〇〇さんに贈与するものです。

圃場整備事業の為に所有権移転ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議長 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第4号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

つづいて第3条第1項番号3を調査されました・・・これ本当は私なのですが、推進委員の近内さんから説明をしていただきます。

- ・近内繁治委員 農地法第3条第1項3番 所有権移転(売買)の確認調査の報告をいたします。調査日 平成31年2月10日 日曜日 午後4時より〇〇〇〇宅において、譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇と委員の佐藤 晴夫さん、最適化委員の私、近内 繁治の4名により話を伺いまして、後に現地の確認をいたしました。

場所は、石川町役場より118号線塩沢方面に向かい、〇〇〇〇塩沢入口へ右折し500m位先、町道右側にあります。

地番は〇〇〇〇〇〇〇〇 他2筆 地目が田、面積3筆で2,458㎡。現況は5年位前より耕作されておらず、保全管理で維持されている農地です。

譲渡人の申請理由、会社員として勤めながら農業を営んでいく事が難しくなり、農地の今後を考えて知り合いである〇〇〇〇に相談しまして引き受けていただく事となりました。

譲受人の申請理由、当該農地は、水田として水路が整備されておらず問題はありますが、町道に面し利便性がよく、耕作管理には比較的よいという事などから、熟慮の上譲り受けることとしました。

以上、この案件は問題ありませんので皆様のご審議、宜しく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第4号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

つづいて第3条第1項番号4を調査しました芳賀委員に報告を求めます。

- ・芳賀正幸委員 農地法第3条第1項4番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査

した結果を報告します。

2月3日午前9時より譲受人〇〇〇〇、最適化推進員福田正三さん、私の3人で現場確認をしました。譲渡人〇〇〇〇は高齢の為、譲受人〇〇〇〇に一切をお任せするとのことでした。

場所は母畑須賀川線の母畑郵便局から西に2Kmほど行き道路左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇 937㎡の田んぼです。

この田んぼは現在譲受人が作付けしています。

譲渡人は譲受人に本件土地を賃貸中の所高齢であり農作業が困難な為、当該地近隣に自宅がある〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇に売り渡す譲渡人は本件農地を買い受け耕作の事業を行います。

周りは田んぼですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のあった農地法第3第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第4号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

---

### (3) 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 次に、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

この土地についてですが、申請人は申請地の隣接地で機械部品の製造工場を経営しておられます。現状では製品、材料の搬入の際に従業員用駐車場から移動させて、荷おろし、積み込みをしておりますが、非常に不便であるということ、また危険な状況もあることから新たに駐車場を設けたい

ということであります。従業員用の18台、来客用の3台、合計21台分の駐車場を確保したいとのことであります。なお、この農地は第2種農地であります。説明について以上です。

・議長            それでは、第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました遠藤委員に報告を求めます。

・遠藤武重委員    それでは農地法第5条第1項1番農地転用と権利の設定の確認調査の報告をいたします。調査日は平成31年2月7日 午前9時30分～より、譲受人の〇〇〇〇と、私と最適化推進委員の小池力さんと、事務局長の添田さんと、事務局の近内係長と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。

                  場所は、石川町方面から国道118号線の猫啼の信号を浅川方面へ500mほど行った左側にある〇〇〇〇の駐車場の所にある〇〇〇〇の田で現在耕作放棄地になっています。

                  譲受人と譲渡人の関係と権利について、譲受人の〇〇〇〇と、譲渡人の〇〇〇〇は、同じ〇〇〇〇であり〇〇〇〇駐車場の一部を所有しており譲り受けた間柄でもあります。現在の駐車場が手狭になり製品の出し入れ等に不都合を来たしているため譲渡人の〇〇〇〇より贈与の申出があり、所有権の移転となりました。

                  転用の目的と選定理由と必要性、現在駐車場が手狭になり、製品や資材の搬出の際その都度車を移動し、作業も危険である事や来客用駐車場もないことから、会社に近い場所であることと敷地の所有権取得が可能なこと従業員駐車場18台分と来客用3台分の駐車場を確保出来る事と、公道への出入りが安全である事から、農地ではありますが〇〇〇〇〇〇〇〇の田664㎡を本申請になりました。

                  申請地の隣接状況ですが申請地に隣接する農地は、〇〇〇〇の所有する農地で現在は作付けされてない遊休農地となっております。南側は〇〇〇〇〇の所有の山林になっていることから営農への影響はありません。駐車場は地表を砂利で固め地下浸透と周囲に素掘り側溝を設けるため、土砂等の流出はありません。

                  以上、調査した結果この案件は問題ありません。皆様方の審議よろしくお願いたします。

・議長            只今報告のあった農地法第5第1項番号1の件について何かご意見等ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 それでは異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

---

(3) 議案第6号

平成31年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料決定について

- ・議長 次に、平成31年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

先月の段階で配布をさせていただいており変更があったものもみご説明をさせていただきたいと思えます。まず、雇用ですが一般農作業ということで果樹などの軽作業6千円から6千2百円に、一般的作業が6千4百円から6千6百円に、重労働を伴う作業が7千円にそれぞれ2百円ずつ変更しております。こちらについては福島県の最低賃金ということで、今772円が最低賃金となっておりますことらこちらのほうを時間換算しまして金額のほうを算出してということでの改定でございます。それから請負につきましてはコンバインの一貫作業、こちらについて27,000円から2万8千円ということで千円標準額のほうをあげさせていただきま。こちらにつきましては燃料高騰等の影響ということで上げているところでございます。いずれにいたしましてもこちらにつきましてはこの標準額及び標準小作料を下回らないようお互い調整をしながら協議の上調整をする形をとっておりますのでこの賃金でどうかということでご提案したいと思っておりますので、議員の皆様のご審議をお願いしたいと思います。

- ・議長 只今説明のありました平成31年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料決定についてを議題といたします。何かご意見等ございませんか。

- ・金沢和則委員 平成31年度ということで4月から来年の3月までと理解してよろしい

